

スクールヘルパー制度について

(趣 旨)

第1条 この制度は、姫路市が、姫路市立小学校、姫路市立義務教育学校及び姫路市立特別支援学校（以下「学校」という。）において、不審者の侵入等を抑止し、児童及び生徒の安全を確保することを目的に、開かれた学校を目指して、スクールヘルパー活動団体の設立を、地域住民に依頼するものである。

(用語の定義)

第2条 「スクールヘルパー」とは、児童が安心して学校生活を送れるよう学校内でボランティア活動をする人のことをいう。

(活動内容とその責任)

第3条 登下校時の校門等の立ち番及び声かけ、校内の巡回、インターホン等の一次的な対応を基本とし、姫路市が、スクールヘルパー活動団体及びスクールヘルパーに対して、その責任を問わない。

2 その他の活動内容については、学校のスクールヘルパー活動団体規則によって定める。

(経 費)

第4条 姫路市は、スクールヘルパー活動団体に対して、申請があれば、活動に係る経費を補助する。

(保険の適用)

第5条 姫路市は、活動中の傷害や事故等に備えるために、スクールヘルパーに対して、姫路市市民活動傷害等見舞金給付制度・姫路市ボランティア等賠償補償制度を適用する。

附則

この制度は、令和5年 4月 1日から施行する。